

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月1日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭 彦
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の子会社である南京夏普電子有限公司（以下、「NSEC社」といいます。）を被告として、原告から中華人民共和国上海市所在の裁判所に訴訟が提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称	南京夏普電子有限公司
住所	中華人民共和国江蘇省南京市南京經濟技術開發区堯新路318号
代表者の氏名	今矢 明彦

### (2) 当該訴訟の提起があった年月日

平成29年3月10日（当社子会社に対する訴状送達の日：平成29年5月11日（現地時間））

### (3) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

氏名	上海聚力 <sup>45</sup> 媒技術有限公司
住所	中華人民共和国上海自由貿易試験区碧波路690号5号楼501-3

### (4) 当該訴訟の内容及び請求金額

原告は、「ネット放送を運営する企業とその関連会社（以下、「運営会社等」といいます。）は、原告が著作権を有するドラマのコンテンツを原告に無断で配信した。コンテンツの配信はNSEC社製テレビに搭載されたシステムを通じて行われた。」と主張し、運営会社等及びNSEC社（以下、「被告ら」といいます。）による著作権侵害を理由に、5件の訴訟でそれぞれ配信の差止め並びに損害賠償100,000元（162千円。1人民元=16.28円。平成29年5月31日現在）及び訴訟費用の支払いを請求しております。

### (5) 当社子会社の対応等

当社子会社においては提訴の内容を精査した上で、適切に対応してまいります。

以 上